

総行行第 17 号  
令和 6 年 1 月 11 日

新潟県行政書士関係担当部(局)長  
富山県行政書士関係担当部(局)長  
石川県行政書士関係担当部(局)長  
福井県行政書士関係担当部(局)長

} 殿

総務省自治行政局行政課長  
( 公 印 省 略 )

#### 令和 6 年能登半島地震における行政書士の活用について

令和 6 年能登半島地震による被災状況を踏まえ、当職から日本行政書士会連合会に対して、被災自治体から支援の要請があった場合には迅速に必要な対応を行うよう協力を依頼したところですが、同会から、別添「行政書士会・行政書士会員が行える支援」のとおり、行政書士による行政窓口での受付事務等の支援や、被災者に対する行政手続に関する無料相談・申請書類の作成等の支援が可能である旨の連絡がありました。つきましては、県内の被災市町村に対して周知をお願いするとともに、貴県を含め、被災自治体に積極的に活用いただくようお願いいたします。具体的な支援要請等については、各自治体より直接、各県の行政書士会にご連絡ください。

なお、本件に関連した支援施策として、総務省行政評価局において関係機関がワンストップで被災者の相談に対応する「特別行政相談所」の開設を今後予定しており、同相談所において行政書士による被災者の各種手続の申請支援を実施するための調整を行っているところです。

本通知は地方自治法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

令和6年1月10日

## 行政書士会・行政書士会員が行える支援

日本行政書士会連合会

行政書士は、制度の目的を「行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資すること」とし、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類の作成を中心的な専門業務としています。

日頃より官公署との繋がりがあり、「街の法律家」として地域に根差した活動を行ってきた行政書士会及び行政書士会員は、以下の活動を通じて被災自治体及び被災者の皆様に支援いたします。

**<行政に対する支援>**

## 1) 受付窓口等における支援

被災自治体の各行政窓口にて手続きに精通した行政書士会員を派遣し、被災地における円滑な行政事務の推進を支援いたします。

## 2) 相談窓口における相談員の派遣

被災自治体が被災者からの各種相談を受ける窓口を設置する場合や、避難所に相談員を派遣する場合、その人員として行政書士会員を派遣することで、行政担当者に代わって被災地及び被災者の皆様に支援いたします。

**<被災者の皆様に対する支援>**

## 1) 行政書士会による無料相談会の設置

罹災証明の申請をはじめ被災者の皆様の生活再建に必要な次の事項等に関する相談をお受けする無料相談会について、避難所等被災者の皆様が利用しやすい場所で開催いたします。

- ・被災自動車の登録抹消等
- ・補助金申請等
- ・外国人の在留資格申請等
- ・土地、建物の賃貸借関係
- ・その他各種行政手続関係

## 2) 被災者が行う各種行政手続きにおける申請書類の作成、手続きの代理

避難所等で不便な生活を強いられている被災者の皆様に代わって、罹災証明や補助金等の申請手続きを行うことができます。

具体的な支援内容につきましては、各県の行政書士会に御相談いただきますようお願いいたします。

<本件に関するご相談・ご連絡先>

○日本行政書士会連合会

東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス10F

TEL 03-6435-7330

FAX 03-6435-7331

○新潟県行政書士会

新潟県新潟市中央区笹口3-4-8 新潟県行政書士会館

TEL 025-255-5225

FAX 025-249-5311

○福井県行政書士会

福井県福井市大手3-4-1 福井放送会館3F K室

TEL 0776-27-7165

FAX 0776-26-6203

○石川県行政書士会

石川県金沢市鞍月2-2 石川県繊維会館3F

TEL 076-268-9555

FAX 076-268-9556

○富山県行政書士会

富山県富山市丸の内1-8-15 余川ビル2F

TEL 076-431-1526

FAX 076-431-0645

# 令和6年能登半島地震に際して行政書士会が行える支援

令和6年1月 日本行政書士会連合会

<h3>自治体の受付窓口への行政書士会員の派遣</h3>  <p>・震災証明書発行申請書等の事前確認 ・被災者支援措置の説明</p>	<h3>自治体の相談窓口への行政書士会員の派遣</h3>  <p>相談窓口</p> <p>・土地、建物の賃貸借関係等の相談 ・災害廃棄物の処理等の相談</p>
---	--

<h3>行政書士会による被災者無料相談会の設置</h3>  <p>被災者無料相談会</p> <p>・住宅や生活の再建相談 ・公営住宅や上下水道の減免相談</p>	<h3>行政書士会による、被災者が行う各種行政手続き(申請書類の作成、提出)の代理</h3>  <p>補助金申請等の手続きの代理</p> <p>・グループ補助金申請書の作成や提出の代理 ・被災車両の廃車手続きの代理</p>
---	--

支援内容は、各行政書士会によって異なる場合があります。